

とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施要領

制定 平成29年4月3日経流第7号
最終改正 令和6（2024）年4月1日経流第4号

第1 目的

本県農業を取り巻く情勢は日々変化しており、全国的に人口減少や高齢化の進行に伴い、国内の食市場の更なる縮小等が予測される。

このような中、本県農業の更なる振興を図るためには、国内のみならず世界の食料需給動向等を踏まえて、県産農産物の輸出を拡大する必要がある。

そこで、本事業では、県産農産物の輸出拡大を通じて、成長産業として持続的に発展する農業の確立を目的に、農業団体等の積極的な農産物輸出の取組を支援する。

第2 事業内容及び実施主体

本事業を構成する事業の区分は以下のとおりとし、具体的な事業内容及び事業実施主体は、別表1のとおりとする。

- 1 認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「品目団体」という。）への参画
国が認定する品目団体への加入及び、当該品目に係る輸出先国・地域の情勢把握、販路拡大のためのプロモーション活動等。
- 2 ブランド保護対策の実施
輸出先国（地域）における県産農産物のブランド保護のための、商標権の取得等、知的財産に係る適切な対策。
- 3 産地における輸出促進の取組
 - （1）マーケットイン型の輸出の取組
 - （2）産地の輸出課題を解決するための取組
 - （3）いちご・なし等の輸入規制対応のための取組
 - （4）シンガポール向け牛肉のブランド力強化のための取組

第3 事業の実施

- 1 事業実施計画の承認
 - （1）事業実施主体が第2の1の事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（別記様式第1号-（1））を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（1））により知事に申請し、その承認を受けるものとする。
 - （2）事業実施主体が第2の2の事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（別記様式第1号-（2））を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（1））により知事に申請し、その承認を受けるものとする。
 - （3）事業実施主体が第2の3の事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（別記様式第1号-（3））を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（2））により事業実施主体の所在地を所管する農業振興事務所に申請し、その承認を受けるものとする。

なお、県内全域を事業区域とする事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式第1-（3）号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（1））により知事に申

請し、その承認を受けるものとする。

また、目標年度は取組年度の翌々年度とする。

- (4) 申請書の提出を受けた知事又は農業振興事務所長は、事業実施計画の内容を確認し、達成が見込まれると認められる場合に当該事業実施計画を承認する。

なお、当該事業計画を承認した農業振興事務所長は、申請書の写しを速やかに農政部長あて1部提出するものとする。

2 実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、事業実施計画変更承認申請書（別記様式第3号—（1）及び別記様式第3号—（2））により、上記1に準じて行う。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業費の30%を超える増又は県補助金の増
- (4) 事業費又は県補助金の30%を超える減

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他に委託して実施することができる。

第4 事業実施状況の報告

- 1 第2の1及び2の事業を実施する事業実施主体は、実施状況報告書（別記様式第4号—（1））により、知事へ報告する。

- 2 第2の3の事業を実施する事業実施主体は、事業の完了年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書（別記様式第1号—（3））を作成し、別記様式第4号—（1）及び別記様式第4号—（2）により、第3の1で申請した知事又は農業振興事務所長へ5月末までに報告するものとする。

なお、事業実施状況の報告を受けた農業振興事務所長は、事業実施状況報告書の写しを速やかに農政部長あて1部提出するものとする。

第5 推進指導

県は、事業実施主体に対し、事業の適正な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

第6 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は別表2に掲げるとおりとする。
- 2 県は、この事業に必要な経費に対し予算の範囲内において、とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金交付要領に定めるところにより助成するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年度から適用する。

この要領は、平成32年度限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から適用する。

第2の1、2及び3（1）は令和2（2020）年度限り、その効力を失う。

第2の3（2）及び（3）は令和4（2022）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和3（2021）年4月1日経流第15号）

この要領は、令和3（2021）年4月1日から適用する。

第2の1及び2は令和3（2021）年度限り、その効力を失う。

第2の3（1）は令和5（2023）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和4（2022）年3月23日経流第527号）

この要領は、令和4（2022）年4月1日から適用する。

第2の1、2、3（3）及び（4）は令和4（2022）年度限り、その効力を失う。

第2の3（1）、（2）及び（5）は令和5（2023）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和5（2023）年4月1日経流第64号）

この要領は、令和5（2023）年4月1日から適用する。

第2の1、2、3（3）及び（4）は令和7（2025）年度限り、その効力を失う。

第2の3（1）（2）及び（5）は令和5（2023）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和6（2024）年4月1日経流第4号）

この要領は、令和6（2024）年4月1日から適用する。

第2の1、2、3（3）は令和7（2025）年度限り、その効力を失う。

第2の3（1）、（2）は令和8（2026）年度限り、その効力を失う。

第2の3（4）は令和6（2024）年度限り、その効力を失う。

別表 1

事業区分	事業内容	実施主体
1 品目団体への参画	品目団体への加入、販路拡大のプロモーション等	一般社団法人 とちぎ農産物 マーケティング協会
2 ブランド保護対策の実施	県産農産物の輸出先国(地域)における商標権の取得、取得済み商標権の権利維持に係る更新や管理等	マーケティング協会
3 産地における輸出促進の取組		
(1) マーケットイン型の輸出の取組	現地渉外員等の調査に基づくマーケットイン型の輸出の取組で県が必要と認めるもの。	別に定めるところにより採択された農業団体等
(2) 産地の輸出課題を解決するための取組	産地の課題解決に必要な取組で県が必要と認めるもの。	
(3) いちご・なし等の輸入規制対応のための取組	いちごやなし等における、輸出先の検疫条件等の輸入規制に対応するための技術の導入	農業団体等
(4) シンガポール向け牛肉のブランド力強化のための取組	シンガポールにおける牛肉のブランド力強化や販路開拓に資する取組	

(注) 農業団体等とは、農業協同組合連合会、栃木県養殖漁業協同組合、農業協同組合、農地所有適格法人、県産農水産物の輸出に取り組む法人及び農業者(養殖漁業者(栃木県内に住所を有する個人若しくは本店を持つ法人)を含む)の組織する団体をいう。農業者の組織する団体とは、原則、農業者を含む3名以上で組織され、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものをいう。

別表 2

事業区分	補助対象経費	補助率
1 品目団体への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・品目団体の加入に要する経費 ・国内旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・使用料、賃借料(出展料等) ・消耗品費(資材、試食、試供品等) ・通信運搬費 ・印刷製本費(パンフレット、報告書作成等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(翻訳、分析等) ・広告宣伝費(海外における新聞等への広告、会場装飾費等) ・労務費(通訳、販売員等) ・輸送費 ・その他県が認めるもの 	定 額
2 ブランド保護対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・役務費(商標の出願費用、取得済み商標権の更新や管理等に係る国内弁理士及び海外代理人への手数料等) ・その他県が認めるもの 	
3 産地における輸出促進の取組		1/2以内
(1) マーケットイン型の輸出の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国内旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・海外旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・使用料、賃借料(出展料等) ・消耗品費(資材、試食、試供品等) ・通信運搬費 ・印刷製本費(パンフレット、報告書作成等) ・委託料 ・報償費(講師謝金、バイヤー招へい等に係る旅費、宿泊費等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(翻訳、分析等) ・広告宣伝費(海外における新聞等への広告、会場装飾費等) ・労務費(通訳、販売員等) ・輸送費 ・その他県が認めるもの 	
(2) 産地の輸出課題を解決するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国内旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・海外旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・使用料、賃借料(出展料等) ・消耗品費(資材、試食、試供品等) ・通信運搬費 ・印刷製本費(パンフレット、報告書作成等) ・委託料 ・報償費(講師謝金、バイヤー招へい等に係る旅費、宿泊費等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(翻訳、分析等) ・広告宣伝費(海外における新聞等への広告、会場装飾費等) ・労務費(通訳、販売員等) ・輸送費 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・その他県が認めるもの
(3) いちご・なし等の輸入規制対応のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国内旅費(研修参加費等) ・使用料、賃借料(機材リース料等) ・輸送費 ・消耗品費(資材等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(手数料等) ・労務費(作業員等) ・光熱水費(機材使用に係る電気料金等) ・その他県が認めるもの 	
(4) シンガポール向け牛肉のブランド力強化のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国内旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・海外旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・使用料、賃借料(出展料等) ・消耗品費(資材、試食、試供品等) ・通信運搬費 ・印刷製本費(パンフレット、報告書作成等) ・委託料 ・報償費(講師謝金、バイヤー招へい等に係る旅費、宿泊費等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(翻訳、分析等) ・広告宣伝費(海外における新聞等への広告、会場装飾費等) ・労務費(通訳、販売員等) ・輸送費 ・その他県が認めるもの 	

※ 海外旅費に係る補助対象人数は、1回の渡航につき3名以内、延べ6名以内とする。また、海外渡航を証する書類(航空券半券又は航空機搭乗証明書)を保存している場合に限る。

※ 飲食に係る経費は補助対象外(ただし、試食に係る経費を除く。)とする。

別記様式第1号-(1)

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施(変更)計画(実施状況報告)書

事業実施主体 _____

1 事業の目的(変更の理由)

2 事業計画(実績)

品目団体への参画

品目	加入団体名	内容
備考:		

3 経費の配分及び負担区分

(単位:円)

事業区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県費 (A)	団体費 (B)	その他 (C)	
品目団体への参画					
合計					

備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

別記様式第1号-(2)

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施(変更)計画(実施状況報告)書

事業実施主体 _____

1 事業の目的(変更の理由)

2 事業計画(実績)

ブランド保護対策の実施

品目	対象国	内 容
備考:		

3 経費の配分及び負担区分

(単位:円)

事業区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		県 費 (A)	団体費 (B)	その他 (C)	
ブランド保護対策の実施					
合 計					

備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

別記様式第1号-(3)

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施(変更)計画(状況状況報告)書

事業実施主体 _____

1 事業の目的(変更の理由)

2 輸出計画(実績)

品目		現状 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	目標 (年度)
	数量					
	金額					
	数量					
	金額					

3 事業計画(実績)

産地における輸出促進の取組

事業区分	時期	品目	対象国	内 容
(1)マーケットイン型の輸出の取組				
(2)産地の輸出課題を解決するための取組				
(3)いちご・なし等の輸入規制対応のための取組				
(4)シンガポール向け牛肉のブランド力強化のための取組				
備 考:				

(注1) 現状は、取組年度の前年度とする。

(注2) 目標は、取組年度の翌々年度とする。

4 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県費 (A)	団体費 (B)	その他 (C)	
産地における輸出促進の取組					
(1)マーケットイン型の輸出 の取組					
(2)産地の輸出課題を解決 するための取組					
(3)いちご・なし等の輸入規 制対応のための取組					
(4) シンガポール向け牛肉 のブランド力強化のため の取組					
合 計					

備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

別記様式第2号-1)【事業実施計画承認申請書】

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施計画の承認申請について

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業について、別添実施計画書のとおり事業を実施したいので、とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施要領第3の1の(1) (又は(2)若しくは(3))の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

(添付書類)

事業実施計画書 (別記様式第1号)

別記様式第2号一(2)【事業実施計画承認申請書】

番 号
年 月 日

農業振興事務所長 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施計画の承認申請について

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業について、別添実施計画書のとおり事業を実施したいので、とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施要領第3の1の(3)の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

(添付書類)

事業実施計画書 (別記様式第1号)

別記様式第3号一（1）【事業実施計画変更承認申請書】

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施計画の変更承認申請について

年 月 日付け栃木県指令経流第 号をもって承認された 年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施計画について、別添のとおり変更したいので、実施要領第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて変更承認申請します。

(添付書類)

事業実施変更計画書（別記様式第1号）

(注) 添付する事業実施計画書は、変更前と変更後を明確に区分できるように二段書きとし、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載すること。

また、「事業の目的」は「変更の理由」に置き換えるものとする。

別記様式第3号一(2)【事業実施計画変更承認申請書】

番 号
年 月 日

農業振興事務所長 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施計画の変更承認申請について

年 月 日付け栃木県指令 第 号をもって承認された 年度とちぎ農産物輸出促進事業実施計画について、別添のとおり変更したいので、実施要領第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて変更承認申請します。

(添付書類)

事業実施変更計画書 (別記様式第1号)

(注) 添付する事業実施計画書は、変更前と変更後を明確に区分できるように二段書きとし、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載すること。

また、「事業の目的」は「変更の理由」に置き換えるものとする。

別記様式第4号一(1)【事業実施状況報告書】

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施状況報告について

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業について、とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施要領第4の規定に基づき、関係書類を添えて事業実績を報告します。

(添付書類)

事業実施状況報告書 (別記様式第1号)

別記様式第4号一(2)【事業実績報告書】

番 号
年 月 日

農業振興事務所長 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施状況報告について

年度とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業について、とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施要領第4の規定に基づき、関係書類を添えて事業実績を報告します。

(添付書類)

事業実施状況報告書 (別記様式第1号)